

西之表市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

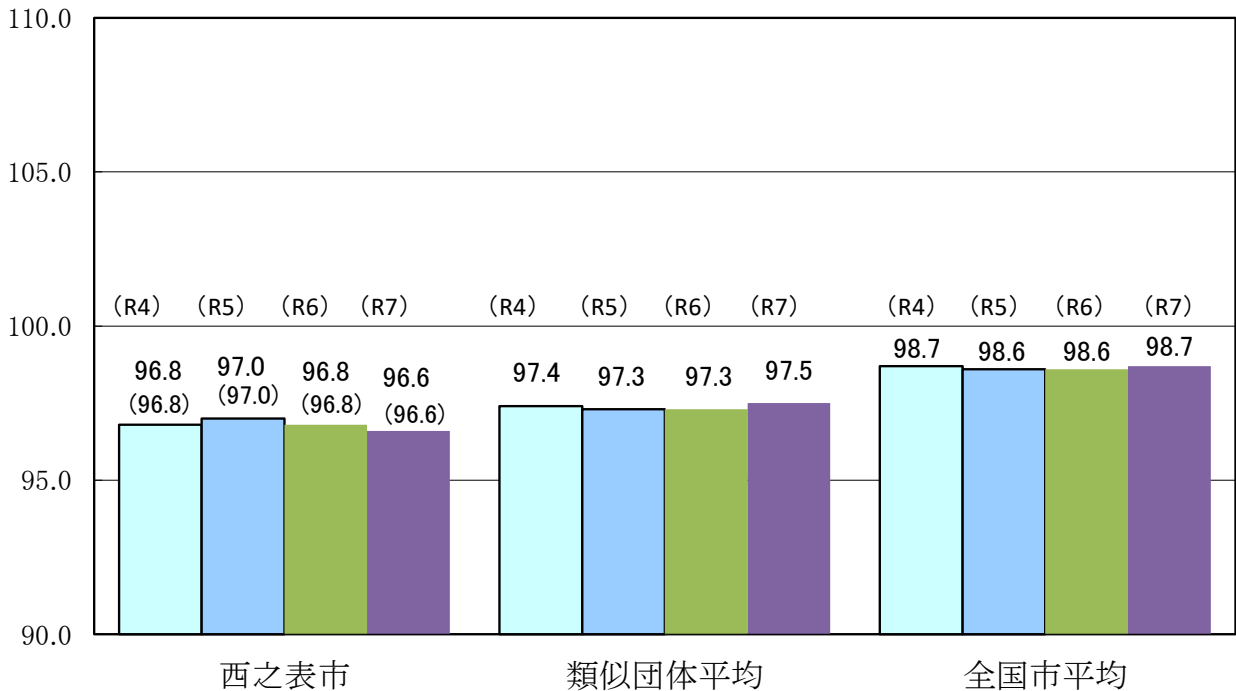
区分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	14,095	14,387,810	403,182	1,860,863	12.9	12.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	169	575,469	111,563	234,191	921,223	5,451	6,123	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出にあたっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

(4) 給与改定の状況 ※本市は人事委員会未設置

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりは解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

--

③その他の見直し内容

扶養手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
西之表市	41.2 歳	315,930 円	381,263 円	340,824 円
鹿児島県	43.0 歳	322,300 円	401,909 円	352,686 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.6 歳	327,221 円	383,976 円	354,371 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
西之表市	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円
うち 学校用務員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円
うち 給食調理員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円
その他	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円
鹿児島県	57.3 歳	143 人	319,200 円	363,779 円	340,371 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円
類似団体	52.3 歳	10 人	312,166 円	339,859 円	325,721 円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
西之表市	—	— 歳	— 円	—
うち 学校用務員	用務員	— 歳	— 円	—
うち 給食調理員	調理師	— 歳	— 円	—
鹿児島県	—	—	— 円	—
国	—	—	— 円	—
類似団体	—	—	— 円	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
西之表市	— 円	— 円	—
うち 学校用務員	— 円	— 円	—
うち 給食調理員	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和 年～ 年の3か年平均)。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西之表市	— 歳	— 円	— 円
鹿児島県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分		西之表市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	221,100 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	189,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	192,500 円	222,000 円	-
教育職	大学卒	220,000 円	247,600 円	-
	高校卒	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和7年4月1日現在)

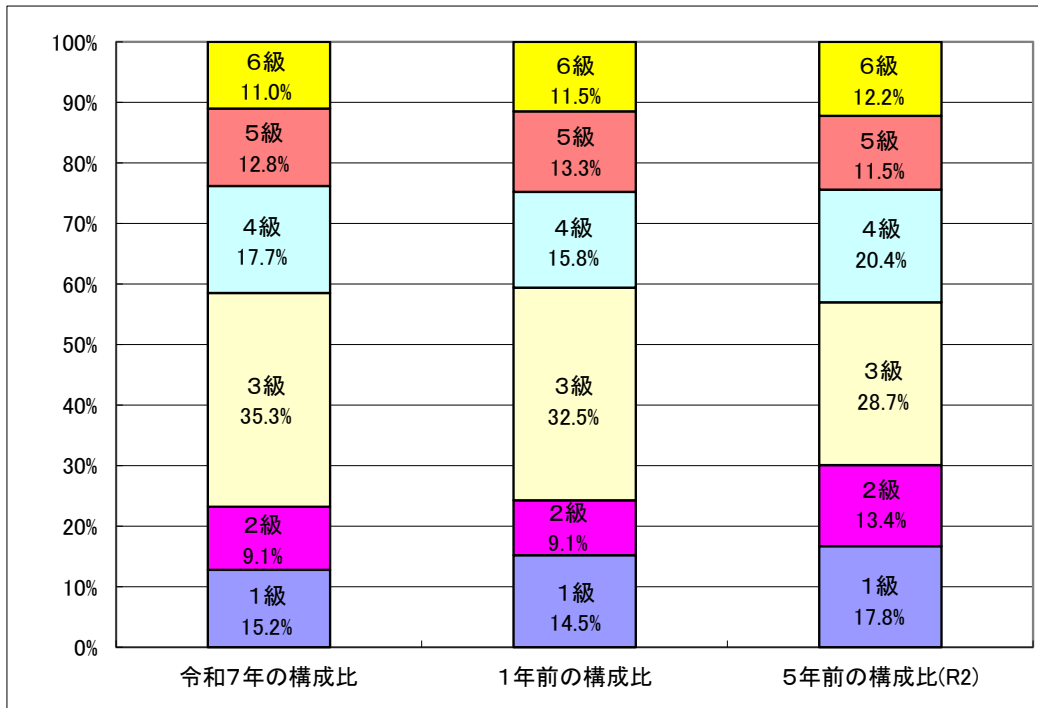
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	281,200 円	329,700 円	341,900 円	349,500 円
	高校卒	246,200 円	305,200 円	329,700 円	341,900 円
技能労務職	高校卒	233,200 円	276,500 円	286,400 円	295,900 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

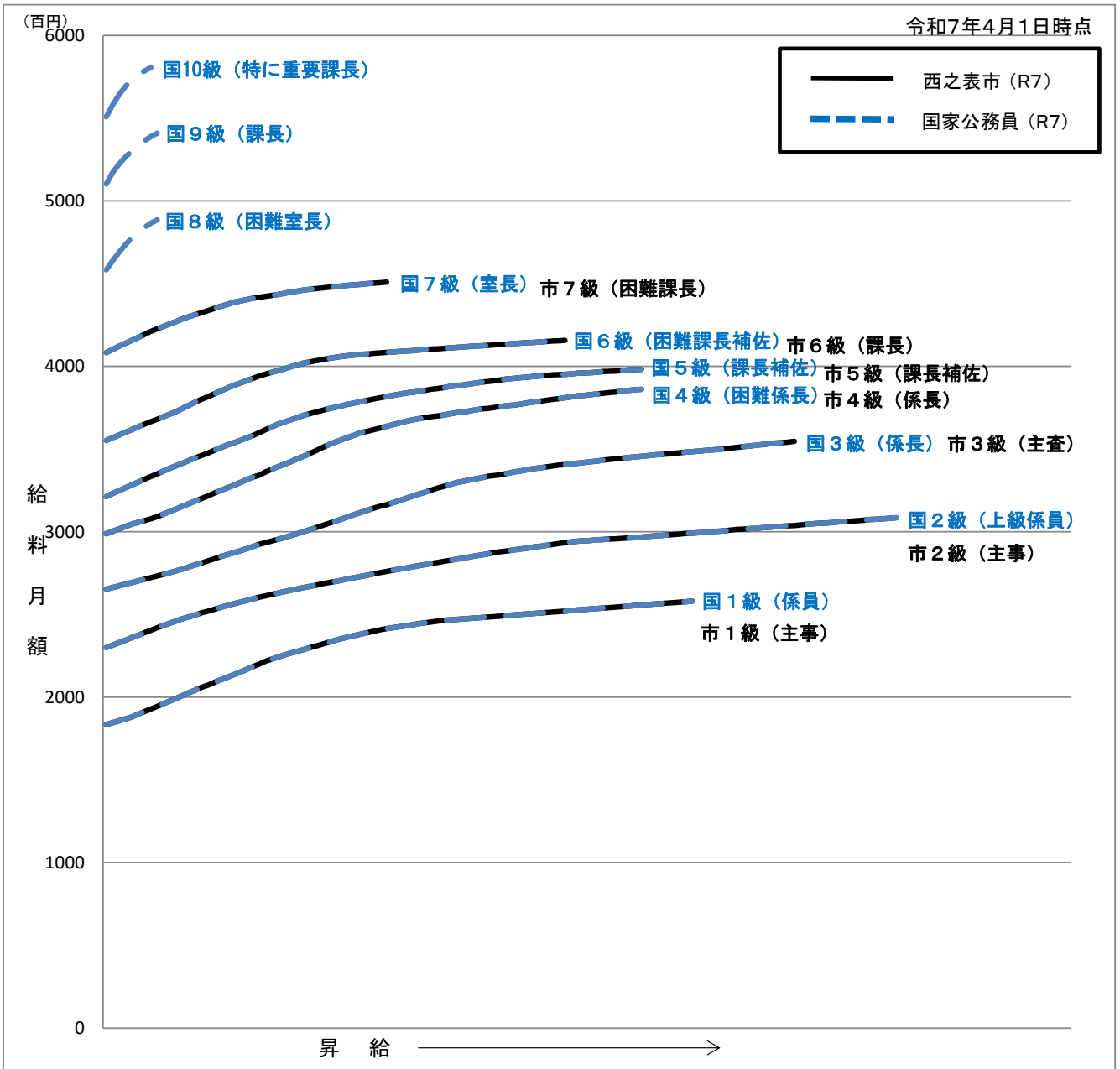
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補及び技師補の職務 定型的な業務を行う主事及び技師の職務	21 人	12.8 %
2 級	知識又は経験を有する主事及び技師の職務	17 人	10.4 %
3 級	西之表市職員の職の設置に関する規則(平成7年西之表市規則第1号。以下「規則」という。)別表第1に規定する主査の職務	58 人	35.3 %
4 級	規則別表第1に規定する係長の職務	29 人	17.7 %
5 級	規則別表第1に規定する補佐の職務	21 人	12.8 %
6 級	規則別表第1に規定する課長の職務	18 人	11.0 %
7 級	規則別表第1に規定する課長のうち困難な業務を所掌する課長の職務	0 人	0.0 %

- (注) 1 西之表市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(西之表市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○	○	○	○
活用予定時期	未定	未定	未定	未定

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西之表市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,545 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,783 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(西之表市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

西之表市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	/100		調整率	83.7/100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%から45%加算) (退職時特別昇給 なし) (退職時特別昇給を設けている理由)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
	自己都合	応募認定・定年		自己都合	応募認定・定年
	3,696 千円	22,190 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		666 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		666 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

(普通会計決算)

支給実績(令和6年度決算)		1,114 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		30,944 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		21.30 %	
手当の種類(手当数)		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税 務 手 当	税務職員	市税の徴収業務に従事	月額 4,500円
		市税の賦課, 固定資産の評価事務を本務とする職員	月額 4,000円
		その他	月額 3,000円
福 祉 手 当	福祉に関する事務所に従事する職員	生活保護関係職員	月額 4,000円
		その他の現業職員	月額 1,500円
廃棄物処理作業従事手当	し尿処理及びごみ処理に従事した職員		月額 4,500円
保 育 業 務 手 当	保育所に勤務する職員		月額 11,400円
病 虫 害 防 除 作 業 手 当	農作物及び林産物の病虫害防除作業に従事した職員	有害薬品の散布作業及び実地指導に従事したとき	1日につき 500円
保 健 師 手 当	保健師		月額 2,500円
火 葬 手 当	火葬事務に従事した職員		遺体1体 6,000円
へい死動物処理作業手当	へい死動物の収集処理作業に従事した職員		死骸1体 1,000円
技 術 管 理 者 手 当	し尿処理施設及びごみ処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当する職員		月額 2,000円
徴 収 手 当	外勤して使用料・手数料等の徴収事務等に従事した職員	1日につき4時間を超えて外勤して手数料等の徴収事務に従事したとき	1日につき 150円
		1日につき4時間未満外勤して市手数料等の徴収事務に従事したとき	1日につき 100円
用 地 交 渉 手 当	外勤して公共用地の取得に関する事業等に従事した職員		1日につき 200円
国 土 調 査 業 務 手 当	国土調査業務に従事する職員		月額 2,000円
防 疫 等 作 業 手 当	新型コロナウイルス感染症から住民の生命・健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が指定するものに従事した職員		日額 3,000円
			日額 4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	68,087 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	403 千円
支給実績(令和5年度決算)	57,084 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	326 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当(令和7年4月1日)

支給実績(6年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		— 円	
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)	
—	—	— 円	
	—	— 円	
	—	— 円	
—	—	— 円	
	—	— 円	
	—	— 円	
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由			

(7) その他の手当(令和7年4月1日現在)

(普通会計決算)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者(3,000円)	同	—	23,447 千円	260,525 円
	子(11,500円)	同	—		
	父母等(6,500円)	同	—		
	扶養親族のうち16歳に達する年度始めから22歳に達する年度までの子(5,000円加算)	同	—		
住居手当	借家(家賃月額16,000円を超える場合28,000円を限度に家賃額に応じて支給)	同	—	14,317 千円	238,617 円
通勤手当	交通機関利用者(21,700円を限度に運賃相当額を支給)	異	支給限度額 (国:55,000円)	4,697 千円	77,009 円
	交通用具使用者(片道2*以上の距離に対応して支給:3,990~21,700円)	異	離島という特殊事情等を考慮して設定		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある職員	異	定額40,000円 (政策調整担当49,000円)	10,248 千円	512,400 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区分	給料	月 額		等
		(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	市区町村長	781,000 円	985,000 円	391,500 円
	(781,000 円)			
副市区町村長	614,000 円	790,000 円	420,000 円	
	(614,000 円)			
報酬	議長	354,000 円	545,000 円	230,000 円
	(354,000 円)			
	副議長	272,000 円	475,000 円	200,000 円
	(272,000 円)			
	議員	256,000 円	442,000 円	180,000 円
	(256,000 円)			
期末手当	市区町村長	(令和6年度支給割合)		
	副市区町村長	3.30 月分		
議長	副議長	(令和6年度支給割合)		
	議員	3.35 月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市区町村長	781千円×480/100×在職年数	14,995 千円	退職(一任期毎)、死亡した場合
		614千円×360/100×在職年数	8,842 千円	退職(一任期毎)、死亡した場合

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

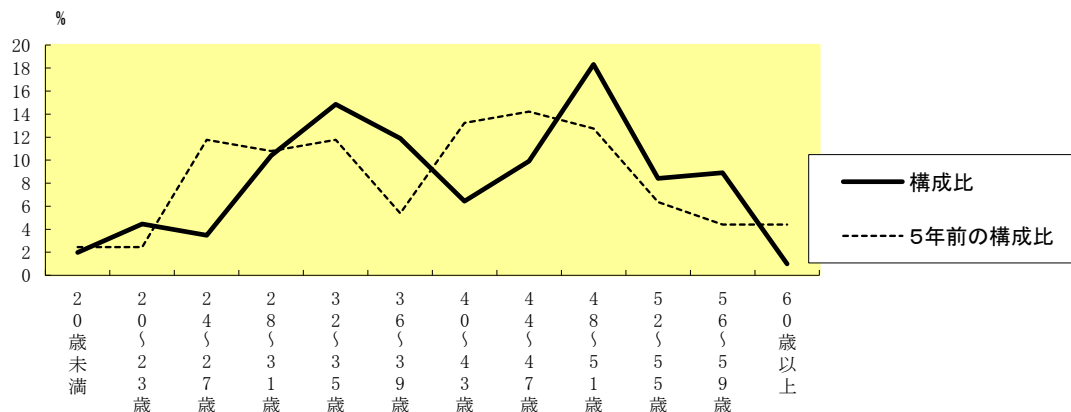
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和7年	令和6年		
普通会計部門	議会	4	4	0	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書業務体制強化 +1 ・長期振興計画策定・行革対応等 +1 ・退職者不補充:(管財部門) ▲1 ・育児休業復職調整 ▲1 ・畜産業務機能強化 +1 ・各種補助事業設計強化 +1(建築技術1増) ・退職者調整(昨年度5月末退職者が見込まれたため、当該見込み分を昨年度1名増していたため) ・保護対象者減等に伴う係員減 ▲1 ・育児休業復職調整 ▲1 ・保健師退職に伴う不補充 ▲1
	総務	59	58	1	
	税務	12	12	0	
	労働	0	0	0	
	農水	29	29	0	
	商工	4	4	0	
	土木	16	16	0	
	民生	12	13	△1	
	衛生	12	14	△2	
	計	148	150	△2	
	教育部門	21	20	1	・学校教育における相談業務等対応強化 +1 (県教委割愛職員1名増)
	消防部門	0	0	0	
	小計	169	170	△1	<参考> 人口1万当たり職員数 119.90 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 110.71 人)
公営企業会計等部門	水道	8	8	0	
	その他	25	25	0	
	小計	33	33	0	
合計		202	203	△1	<参考> 人口1万当たり職員数 143.31 人
		[250]	[250]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	4人	9人	7人	21人	30人	24人	13人	20人	37人	17人	18人	2人	202人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	148	151	154	155	150	148	0 (0 %)
教育	23	22	21	20	20	21	△ 2 (△ 8.7 %)
警察	0	0	0	0	0	0	0 (0 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0 %)
普通会計	171	173	175	175	170	169	△ 2 (△ 1.2 %)
公営企業等会計	33	32	31	33	33	33	0 (0 %)
総合計	204	205	206	208	203	202	△ 2 (△ 1.0 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。